

婦人労働資料第三二号

最近の婦人労働のうごき

一九五四年一月

労働省婦人少年局

労働省婦人少年局婦人労働課
たけ

保存資料

最近の婦人労働のうごき―正誤表

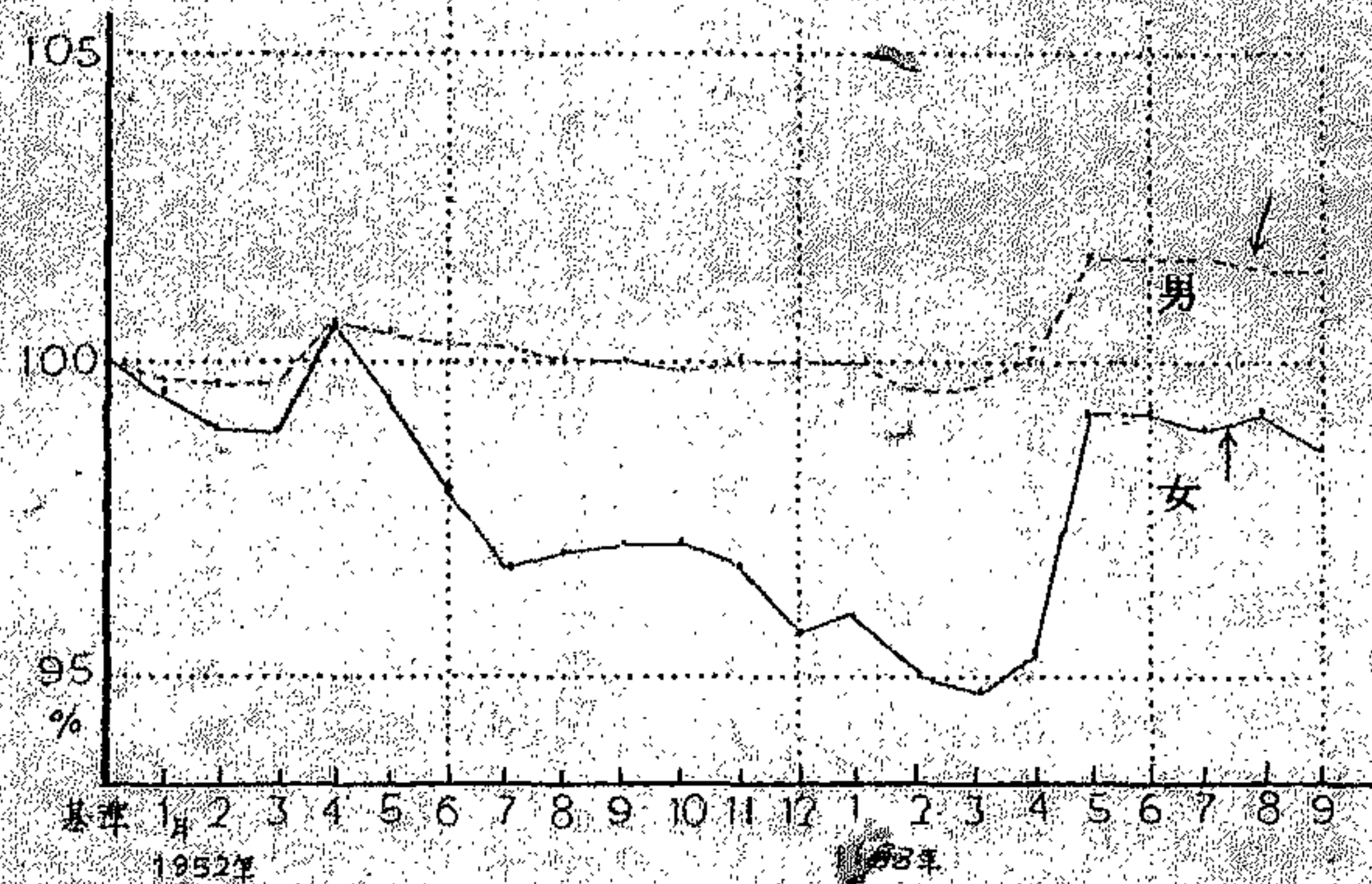
頁	誤	正
3	女子の雇用指数	女子の雇用指数 註
3	前號	前號 註
9		「かなり増加率がたかいところに特徴があります。」
18	女子より長く	以上を第一行とする
33	出納手當、臨時手當	女子より長く
33	油手當をいれること	出納手當、油手當、臨時手當
33	(集金員)	結婚祝金などについて違反がありました。
10		(外務集金員)

目次

婦人雇用の現状	三
(一) 雇用者数のうごき	三
(二) 労働市場状況	九
婦人の労働条件	一二
(一) 賃金	一二
(二) 労働時間	一五
家計費	一八
労働組合の婦人	二三
(一) 労働組合における婦人の数	二三
(二) 労組婦人のうごき	二八
男女同一賃金違反事例	三二

第1図 男女別雇用指数の推移（産業総数）

1951年平均=100
毎月勤労統計調査による



婦人雇用の現状！
雇用者数のうごき

一九五三年（昭和二八年）四月頃から、輸出がやゝ好転したこと、一方、国内の投資或は消費需要もひきつゞいて好調であつたので、一般の豫想に反して国内生産が前年よりも伸び、したがつて七月・九月の規模三十人以上の事業所の女子雇用は、前年同期よりもわずかに増加しました。

女子の雇用指数を産業別にみると、大産業では、（製造業、卸売小売業、金融保険業、運輸通信及びその他の公益事業） 鉱業をのそいて上昇しています。けれども、男子に比べると女子の増加率は低く、鉱業では特に女子の減少が著しいことが注目されます。

註 毎月勤労統計（調査対象三十人以上の事業所）より作製したもの。

前号（一月・六月）の婦人雇用の現状でも述べたように、製造業の女子雇用は下向の傾向にありましたが、新規卒業者採用時である五月頃から徐々に回復し、それ以後殆んど横ばい状態のため、七月・九月は前年同期よりも雇用指数が高くなっています。けれども

この期間の製造業の女子の雇用指数は、一九五一年（前々年）平均を一〇〇とすれば九七となっており、男子の様に増加していません。（男子は一三）これは、製造業女子労働者の半分を占める紡織業が特需の減少のため、女子労働者も著しく少くなったことがかなり大きな原因と思われます。

このような製造業の女子の減少は、卸売小売業、金融保険業、運輸通信及びその他の公益事業等の女子の増加により、産業総数としては、いくぶん緩和されて、第一図に見るような女子雇用のうごきとなつたといえましよう。

註 労働省婦人少年局発行婦人労働資料第三一號「最近の婦人労働のうごき」

以上は三十人以上の事業所の女子雇用の動きですが、三十人未満の事業所を含めた全規模の女子雇用者総数の動きを見ると、（総理府統計局労働力調査）一九五〇（昭和二五）年以後次第に増加した女子雇用者数も、前年下半期頃より第二図に見るように殆んど横ばい状態で一九五三（昭和二八）年七月―九月を見ても、四〇〇万人を前後しています。雇用者総数に占める女子の割合は終戦後より少しづつふえてきましたが前年九月を山としてわずかに減少しました。（第二表）

全規模の女子雇用者総数の中、常用労働者等は前年七月―九月に比べて殆んど変化がありません。経営、事務、技術者は九月にかなり増加したので、今年の一月以来の減少にもかゝわらず、前年九月とほぼ同数になっています。日雇労働者だけが、前年九月に比べると、一万（三七％増）ふえています。

このように、雇われて働く女子も、女子の自営業主も横ばい状態のため、最近著しく増加した女子労働力人口の大部分が家族従業者に吸収され、前年七月―九月に比べるとその

第 1 表 最近の就業者数

単位千人

	14才以上人口	労働力人口	就業者				完全失業者
			総数	自営業主	家族従業者	雇用者	
女	7月	304,450	167,300	19,600	107,600	40,000	190
	8月	306,100	168,260	20,500	101,500	38,700	180
	9月	307,100	168,320	21,200	101,800	40,200	170
	1952年9月	303,300	151,400	20,800	90,000	39,100	150
	7月	278,700	238,880	8,470	48,000	103,700	250
男	8月	277,200	234,880	8,220	45,200	105,000	240
	9月	278,400	234,900	8,120	44,300	107,100	230
	1952年9月	275,200	228,400	8,340	40,200	103,100	270

註

表の数字はすべて調査結果の重数に倍率乗したもの（以下を四捨五入）の結果であるから表の概数の数字はその内側の数字にからず、取らない（総理府統計局労働力調査）

第2表 年次別女子雇用者数

	総数	農林業	非農林業	男女計に占める女子の割合
1948年(昭和23年)9月	3,320	200	3,130	25.6
1949年(昭和24年)9月	3,130	160	2,970	24.9
1950年(昭和25年)9月	3,300	190	3,110	25.6
1951年(昭和26年)9月	3,740	140	3,600	27.0
1952年(昭和27年)9月	3,910	160	3,750	27.6
1953年(昭和28年)9月	4,020	200	3,820	27.2

註 総理府統計局労働力調査 第1表 註参照

増加がめだちます。(第二図参照)
 註 一九五三(昭和二八)年九月の女子労働力人口は、前年九月に比べ
 ると、一三五万人増(男子は五五万人増)女子家族従業者は、一
 八八万人増加しています。
 一九五三(昭和二八)年七月・九月の女子完全失業
 者は、平均して十八万人で、前年同期に比べてあまり
 増加していません。この中、女子失業保険受給者は、
 約十一万人です。前年同期に比べると、男子失業保
 険受給者は少しふえています。女子は反対に減つて
 います。
 このように女子完全失業者数は、前年同期に比べて
 大きな変化はないのですが、女子就業者の中、就業時
 間が三四時間以下のものだけが、第五表に示したよう
 に著しく増加しています。(三五%増)又、職業
 につきたいと思つていても、実際に求職活動をしな
 ったものや、(第六表中非求職者)現在何らかの職業
 についているのですが、就業時間が短いため、或いは
 現金収入が少ないために追加就業を希望しているもの
 (第七表)合わせて約八〇万人で、女子労働力人口の
 五%を占めています。前年七月・九月に比べると、
 このような女子の増加が顕著で、男子に比べるとかな

第3表 最近の男女別雇用者数(1953年9月)

	女 千人	男 千人	女子産業別構成率
全産業	4,020	10,710	100%
農林業	200	400	50
漁業及び水産養殖業	10	220	03
鉱業	60	560	15
建設業	150	950	37
製造業	1,510	3,260	37.6
紡織業	810	430	20.2
その他	690	2,840	17.2
卸売小売業及び金融不動産業	750	1,520	18.6
運輸通信業及び其他公益事業	190	1,660	4.7
サービス業	960	1,170	23.9
自由業	520	690	13.0
その他	440	480	10.9
公務	190	970	4.7

註 総理府統計局労働力調査 第1表 註参照

第4表 1953年7-9月女子雇用者数

	7月 千人	8月 千人	9月 千人	1952年 7-9月平均 千人
全産業	4,000	3,870	4,020	3,910
農林業	240	190	200	143
漁業及び水産養殖業	20	10	10	10
鉱業	60	60	60	63
建設業	140	110	150	117
製造業	1,490	1,450	1,510	1,600
紡織業	830	800	810	
その他	650	650	690	
卸売小売業及び金融保険不動産業	760	740	750	496
運輸通信業及びその他の公益事業	200	180	190	203
サービス業	950	950	960	890
自由業	430	480	520	
その他	500	470	440	
公務	190	190	190	217

註 総理府統計局労働力調査 第1表 註参照

單位千人

		総 数	休業中	1-34 時 間	35-48 時 間	49時間以上	
実 数	女	1952年9月	14,990	※80	4,440	4,650	5,830
		1953年9月	16,320	※80	6,000	4,630	5,610
	男	1952年9月	22,570	310	2,870	7,140	12,260
		1953年9月	23,260	400	4,080	6,930	11,850
%	女	1952年9月	100	0.5	29.5	31.0	39.0
		1953年9月	100	0.5	36.8	28.3	34.4
	男	1952年9月	100	1.4	12.6	31.7	54.3
		1953年9月	100	1.7	17.5	29.8	51.0

註 總理府統計局勞働力調査 ※印は誤差率の多いもの

第 6 表 就業希望者数

勞働力調査

		総 数	求 職 者 (完全失業者)	非 求 職 者
女	1952年 7月-9月平均	310 千人	156 千人	150 千人
	1953年 7月-9月平均	430	180	253
男	1952年 7月-9月平均	306	260	*50
	1953年 7月-9月平均	336	240	*96

註 1 ※印は誤差が大きいもの

2 第1表柱参照

第7表 追加就業希望者数

勞働力調査

	女	男
1952年 7月-9月平均	150 千人	280 千人
1953年 7月-9月平均	410	560

(二) 勞働市場狀況

一九五三年（昭和二八）年七月―九月に公共職業安定所でとり扱つた一般女子の新規求職者は、大体一月当り約七万―八万。新規求職申込件数 同様に一一万―一二万。就職件数は、同様に約五万となっています。求人「一」に対して、「一・五」の求職者があるわけですから、依然として就職難はつゞいてゐると言えます。このように女子の就職は容易ではありませんが、（就職率四六％）男子に比べればまだ就職しやすいと言えます。

この時期の女子の職業紹介を前年同期にくらべると、新規求人数は増加しています。しかし、女子の求職申込者は前年同期より減つていますから、その就職率は少しよくなつています。（一九五三（昭和二八）年九月 四六% 前年九月 四二%）（以上第八表）

倒的に多くなつています。又、製造業の女子の求人約半分は、紡織業、衣服及び身軀品製造業です。前年に比べると、農業、製造業、卸売及び小売業、金融及び保険業では、女子の求人が増加していますが、建設業、運輸通信及びその他の公益事業、サービス業、公務などだけ減つています。

次に、同じく七月―九月の日雇女子の職業紹介状況を見ると、一ヶ月当り、求職総延数（第一一表註参照）約二四五万、新規求人総延数 約二〇〇万、実際に仕事についた実人員 約一―一万となつています。女子の日雇求職総延数は、上半期よりもかなり増加しています。又、前年七月―九月に比べると、男子はむしろ減少しているのに、女子は反別に増加しています。女子の新規求人数も増加していますから、実際に仕事をした日数も前年同期よりは多くなつています。けれども、男子に比べれば、前述の一般の職業紹介

第6表 一般の職業紹介状況

		新規求職申込件数		新規求人数		就職件数	
		女	男	女	男	女	男
一九五三年	7月	121,006人	218,236人	70,097人	103,537人	54,602人	78,921人
	8月	110,959	190,234	75,092	107,914	48,524	73,440
	9月	117,333	205,706	79,417	114,737	53,695	76,052
一九五二年	7月	121,842	231,438	70,638	98,007	50,933	75,619
	8月	115,404	208,275	69,744	102,268	48,752	71,552
	9月	121,500	221,961	72,069	110,408	51,300	77,081

1011

職業安定局 勤

第9表 産業別新規求人数

始 数	女		男	
	1953年9月	1952年9月	1953年9月	1952年9月
農 業	794,171人	720,691人	1,147,371人	1,104,081人
林 業	2835	1,461	4646	3047
漁 業	104	81	1,372	1,554
水産養殖業	52	35	1,338	980
建設業	354	348	4459	5712
製造業	3625	4,386	19,884	23,802
紡 織 業	41,267	35,501	51,279	44,311
衣服及身の用品製造業	139,445	116,685	48,882	24,16
その他	4582	4,362	1,050	1,062
卸売及び小売業	227,40	19,454	45,347	40,833
金融及び保険業	144,65	12,507	15,081	13,975
不動産業	1285	886	1,695	1,547
運輸通信及びその他の公益事業	121	0	61	0
サービス業	11,90	3650	4325	3650
その他	1,3533	14,507	9708	5,971
分類不能の産業	578	1,265	885	5,798
公 分	8		4	

1111

職業安定局 勤

とちがつて女子の方が、いわゆる「あふれ」の割合が多くなっています。（女子約二〇％、男子約一〇％―一五％）

女子の就職実人員も、前年同期より約五％増加しており、男子よりも増加率がいくぶん高くなっています。そのために、最近では日雇労働者総数に占める女子の割合も多くなつており、女子の日雇労働市場への進出がうかがわれます。

これら日雇女子労働者は男子に比較すると常用労働者となることけなかなが困難であること、その約四分の三は主たる家計の担当者であること等のために定着状態にあり、したがつてその年令構成が次第に高くなる傾向があります。

（註）職業安定局調査「日雇労働者の實態調査」

一 婦人の労働条件

（一）賃金

一九五三（昭和二八）年の一月以降九月までの賃金は一般に、（第一一表）前年に比べると賃金の上昇率が鈍化している傾向がみえます。又、この年の上半期の実質賃金は前年に比べて七・四％上昇していますが、七月以降九月までは天候不順のため消費者物価が食料費を中心に値上りしたので九月は前年対比四・四％しか上昇していません。

この時期の女子の賃金は、男子に比較するや、上昇率が低くなつており、とりわけ賞与等の支給される月は、男女の賃金上昇率の差がいくぶん大きくなつていているようです。

（第二一表）

第10表 日雇の職業紹介状況

	1) 求職総延数		2) 新規求人数		3) 就職実人員		
	女	男	女	男	女	男	
一九五三年	7月	252,621	459,496	208,801	402,488	113,127	213,026
	8月	246,000	444,985	209,992	401,669	108,576	207,481
	9月	244,344	432,986	199,108	380,414	106,645	203,045
一九五二年	7月	249,426	464,160	188,028	378,751	106,660	211,413
	8月	244,440	457,849	192,327	388,805	104,656	210,285
	9月	236,256	435,164	176,344	357,673	106,954	202,144

注 職業安定局調

(1) 1ヵ月間に求職申込をしたものゝ総延数であるから一人が20日求職申込をすれば20として計算されるのである

(2) (1)と同様に1ヵ月間に求人申込をした総延数

(3) 1ヵ月間に実際に日雇の仕事について人数、この場合は1人が20日働けば1人と計算される

第11表 全産業常用労働者の賃金上昇率

	女		男	
	1952年(27年) 1951年平均 =100	1953年(28年) 1952年平均 =100	1952年(27年) 1951年平均 =100	1953年(28年) 1952年平均 =100
1月	115	104	115	110
2月	111	99	105	100
3月	104	101	107	102
4月	104	102	107	101
5月	105	98	107	101
6月	120	118	127	120
7月	122	118	132	125
8月	112	116	118	117
9月	111	110	113	119

毎月勤労統計による

第12表 全産業男女別一ヶ月平均現金給与
(1953年7月-9月)

	現金給与額		きまつて支給する給与額		特別に支払われた給与額	
	女	男	女	男	女	男
1953年7月	8,867 ^円	21,238 ^円	7,330 ^円	16,616 ^円	1,537 ^円	4,622 ^円
・ 8月	8,706	19,538	7,455	16,824	1,251	2,714
・ 9月	8,293	18,345	7,599	16,990	694	1,355

労働省労働統計調査部 毎月勤労統計調査

毎月勤労統計による一九五三(昭和二八)年七月から九月までの女子常用労働者一人あたりの全産業における月間現金給与総額をみると第一二表のとおりです。九月における女子常用労働者の現金給与総額は全産業給数で八、二九三円、そのうちきまつて支給された給与は七、五九九円、特別に支給された給与は、六九四円となっています。前年同月の対比では、総額では一四、九%増となっており、前月との対比では、四、七%減となつています。これは前八月が六、七月につゞき夏季賞与などの特別に支払われた給与が多額に支給されていいたためであり、それに反してきまつて支給する給与では僅かであるが、増加しています。

九月分について産業別にみると第一三表のとおりです。給与総額では金融及び保険業が最高で一五、二六八円、次が煙草製造業で一、四五〇円、最低は衣服及び身廻り製造業が五、〇七八円、木材及び木製品製造業五、一六七円となっています。次に、男女別賃金格差についてみると、一九五三(昭和二八)年九月の女子常用労働者の一人一ヶ月当り現金給与総額の男子に対する割合は四五%で、前年同月及び前月に同じです。

全産業でみれば賃金の男女差は大きな変化はないのですが、その過半数を占める製造業生産労働者の賃金の男女差は前年に比べるとやや大きくなる傾向がみられます。なかでも一般に賞与を支給される六、七月が賃金の男女差がやや大きくなつています。(第一四表)

最近職員と生産労働者の賃金差の拡大する傾向がみられますが、この傾向はやはり女子の賃金にもあらわれており、前年にひきつゞき職員と生産労働者の賃金差がわずかに大きくなつています。こゝでも、賞与などの支給される月がその差が大きいようです。

(二) 労働時間

一九五三(昭和二八)年九月の常用女子労働者の一ヶ月平均実労働時間数を全産業につ

第13表 産業別性別全常用労働

(全国)

産 業 名	与えられた給与 男
総 計	1,355
鉱 業	517
製 造	559
食 料 品 製 造	1,844
煙 草 製 造	1,477
紡 織	730
衣 服 及 び 身 體 品 製 造	64
木 材 及 び 木 製 品 製 造	99
家 具 及 び 製 備 品 製 造	592
紙 及 び 類 似 品 製 造	504
印 刷 出 版 及 び 類 似	327
化 学 工	621
石 油 及 び 石 炭 製 品 製 造	110
ゴ ム 製 品 製 造	242
皮 革 及 び 皮 革 製 品 製 造	1,317
ガ ラ ス 及 び 土 石 製 品 製 造	851
第 一 次 金 属 製 造	359
金 属 製 品 製 造	355
機 械 製 造	148
電 気 機 械 器 具 製 造	136
輸 送 用 機 械 器 具 製 造	387
医 療 機 械 化 学 機 械 写 真 機 光 学 機 械 器 具 及 び 時 計	140
そ の 他 の 製 造	867
卸 売 及 び 小 売	1,715
金 融 及 び 保 険	1,322
運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 共 的 設 施	1,486
建 設	332

註) 建設には建設業を除く

労働省労働統計調査部調 毎月労働統計調査

第14表 製造業生産労働者男女別賃金差

(男子=100)

1949年 平均	436
1952年 平均	426
1953年 1月	397 (457)
2月	426 (491)
3月	418 (436)
4月	420 (419)
5月	405 (412)
6月	406 (419)
7月	379 (385)
8月	429 (415)
9月	430 (433)

註 毎月労働統計による 内は27年

第15表 産業総数、男女別一ヶ月平均実労働時間数及び出勤日数

(1953年7月-9月)

	総実労働時間数		所定労働時間数 内労働時間数		所定労働時間数 外労働時間数		出勤日数	
	女	男	女	男	女	男	女	男
7月	187.7	199.5	180.5	180.0	7.2	19.5	237	243
8月	187.2	199.2	180.1	179.4	7.1	19.8	237	242
9月	188.7	198.1	181.0	177.3	7.7	20.8	239	242

労働者労働統計調査部調 - 毎月労働統計調査

第13表 産業別性別全常用労働者の一人平均月間現金給与額

(全国) (規模30人以上)

(単位円)

(1953年9月)

産 業 名	現金給与総額		きまつて支給する給与		特別に支払われた給与	
	女	男	女	男	女	男
総 数 (1)	8,293	18,345	7,599	16,990	694	1,355
鉱 業	7,622	16,125	7,398	15,608	224	517
製 造 業	7,263	17,568	6,880	17,009	383	559
食 料 品 製 造 業	6,718	17,340	6,165	15,496	553	1,844
煙 草 製 造 業	11,450	31,293	10,522	16,514	928	14,779
紡 織 業	6,728	15,207	6,402	14,477	326	730
衣 服 及 び 身 廻 品 製 造 業	5,078	12,373	5,057	12,309	21	64
木 材 及 び 木 製 品 製 造 業	5,167	10,770	5,116	10,671	51	99
家 具 及 び 製 備 品 製 造 業	5,466	11,685	5,303	10,093	163	592
紙 及 び 類 似 品 製 造 業	7,854	20,594	7,651	20,090	203	504
印 刷 出 版 及 び 類 似 産 業	8,679	16,984	8,541	16,657	138	327
化 学 工 業	8,076	17,689	7,840	17,068	236	621
石 油 及 び 石 炭 製 品 製 造 業	8,256	18,783	8,248	18,673	8	110
ゴ ム 製 品 製 造 業	7,165	16,587	7,061	16,345	104	242
皮 革 及 び 皮 革 製 品 製 造 業	7,935	15,092	6,604	13,775	1,331	1,317
ガ ラ ス 及 び 土 石 製 品 製 造 業	6,740	17,430	6,537	16,579	203	851
第 一 次 金 属 製 造 業	9,690	19,895	9,529	19,536	161	359
金 属 製 品 製 造 業	7,518	15,883	7,232	15,528	286	355
機 械 製 造 業	7,632	16,098	7,544	15,950	88	148
電 気 機 械 器 具 製 造 業	8,032	18,792	7,978	18,656	54	136
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	9,386	19,196	9,121	18,809	265	387
医 療 機 械 理 化 学 機 械 写 真 機 光 学 機 械 器 具 及 び 時 計 製 造 業	8,211	17,261	8,179	17,121	32	140
そ の 他 の 製 造 業	6,330	13,778	6,025	12,911	305	867
卸 売 及 び 小 売 業	9,201	19,711	8,485	17,996	716	1,715
金 融 及 び 保 險 業	15,268	35,727	10,697	22,499	4,571	13,228
運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	10,276	18,113	9,720	16,627	556	1,486
建 設 業	5,964	12,330	5,830	11,998	134	332

註) 総数には建設業を除く

労働省労働統計調査部調

毎月勤労統計調査

いてみると、第一五表のとおり、一八八、七時間、総労働日数は二三、九日、一日平均実労働時間数は七、九時間です。

九月の平均実労働時間数を全産業について男女比較すると、女子の所定内労働時間は一八一、〇時間、所定外労働時間は七、七時間です。男子はこれに比べて所定内労働時間は短く、総実労働時間一九八、一時間のうち、所定内労働時間は一七七、三時間、所定外労働時間は女子より長く二〇、八時間です。このように男子の時間外労働が長いたため、総実労働時間数においては女子の一八八、七時間に対し男子は一九八、一時間となり、女子は男子の九五、二%となっています。これを一日平均についてみると男子の実働八、二時間に対し、女子は七、九時間となっています。

月間労働時間数は前月に対し女子は一、五時間増加し、男子は一、一時間減少しています。前年同月に比べると女子は〇、四時間の減少、男子は一、四時間の増加となっています。

家計費

一九五三（昭和二八）年に入つてからは前年につきき労働者の収入及び支出は賃金水準の一般的な上昇を反映して増加しています。これを総理府統計局の家計調査による勤労者世帯一ヶ月間の収入及び支出によつてみると、全都市及び東京都とも、上半期から六、七月の賞与日に至るまで増加の傾向がみられたのですが、九月に入るとやや微減の傾向をしめしています。

全都市についてみると、第十六表のとおり勤労者世帯一ヶ月間の九月の収入では、収入総額三七、二二〇円、そのうち、実収入総額は二五、四三四円、となつています。又支出総額は三七、二二〇円、そのうち実支出総額は二四、六一九円となつています。九月の実収入総額は対前月の七、七%減となつています。これは世帯主臨時収入が前月の三、

第16表

勤労者世帯一ヶ月間の現金実収入と実支出（全都市）

（1953年 7月-9月）

	7 月	8 月	9 月
世帯数	1,981	1,950	1,957
世帯主数	478	478	483
世帯員数	146	144	145
収入総額	39,671	39,394	37,220
実収入総額	27,832	27,551	25,434
勤め先からの収入	25,066	24,991	23,131
世帯主収入	22,035	21,900	20,298
本定臨時業	21,993	21,871	20,263
収入	18,414	18,843	18,931
妻の収入	3,579	3,028	1,332
その他の世帯員収入	42	29	35
事業及び内職収入	226	350	275
世帯主収入	2805	2,741	2,538
その他の世帯員収入	471	426	518
その他の実収入	83	97	142
支出総額	39,671	39,394	37,220
実支出総額	26,322	26,255	24,619
消費支出総額	22,944	23,031	21,725
飲食費	10,241	10,622	10,173
住居光熱費	2,399	2,627	2,586
被服費	3,256	2,582	2,683
その他の諸費	7,048	7,200	6,283
非消費支出総額	3,378	3,224	2,894
勤労所得税	1,927	1,880	1,593
その他	1,451	1,344	1,301

総理府統計局家計調査

・〇二八円から一、三三二円、五六・〇％の減少をみては、平月の水準にかえつたことなどによります。一方世帯主の定期収入は〇・五％、事業及び内職収入は二一・六％と各々増加しています。このように九月の実収入減少の傾向は主として季節的な理由によるものといえます。

次に支出面についてみると、九月は実支出総額は二四、六一九円と対前月の六・二％の減少をしめしています。実支出のうち消費支出は二一、七二五円ですが、費目別にみると、被服費のみが対前月三・九％の増加でその他はいずれも減少しています。以上の結果、九月の収支バランスは八一五円の黒字であつたが、前月にくらべては四八一円の減少となつています。

ここで家計支出に占める飲食費の割合をみます。これは普通エンゲル係数と呼ばれています。収入がふえるに従つて被服、住居というように食費以外のものに消費がふりむけられていくことから、家計支出に占める食費の割合が低いほど生活水準が高いといわれます。

全都市勤労世帯でみると、このエンゲル係数は第一八表のとおり、前年九月は五一・三で、一九五三（昭和二八）年九月ではこれより低く四六・八ですが最近はまだ高くなつてくるさざしがみえます。これを全世帯についてみると、第一九表のとおり、一九四八年は六三・四であつたのが生活の安定と共に漸次下降しています。前年九月は五三・二で、一九五三年九月では勤労世帯の場合と同じく、これより低く五〇・五となつていますが、最近上昇の傾向がみえます。いづれにしても、勤労世帯、全世帯でみると、収入の約半分を食費に割かなければならないことは、またゆとりのない家計状態のあらわれといえます。参考までに東京都の勤労者世帯一ヶ月間の現金実収入と実支出を第二〇表に示しておきました。

第20表

勤労者世帯一ヶ月間の現金実収入と実支出(東京都)

(1953年7月-9月)

	7月	8月	9月
世帯数	312	305	299
世帯人員数	454	458	463
有業人員数	143	147	144
収入総額	43,297	40,188	39,462
実収入総額	32,157	29,034	29,285
勤先からの収入	29,031	26,675	26,840
世帯主収入	26,219	23,677	23,759
妻の収入	262	343	258
其他の世帯員収入	2,550	2,665	2,823
事業及内職収入	588	579	774
世帯主収入	137	176	259
其他の世帯員収入	457	403	515
その他の実収入	2,538	1,780	1,671
支出総額	43,297	40,188	39,462
実支出総額	31,450	28,512	27,549
消費支出総額	26,988	24,356	23,580
飲食費	10,972	10,824	10,645
住居光熱費	2,534	2,645	2,250
被服費	3,753	2,322	2,834
その他の諸費	9,729	8,565	7,851
非消費支出総額	4,462	4,156	3,969
勤労所得税	2,769	2,615	2,455
その他	1,693	1,541	1,514

総理府統計局家計調査

第18表 (全都市勤労者世帯)

(1952年9月-1953年9月)

期 間	エンゲル係数
1952年 9月	51.3
" 10月	50.8
" 11月	46.9
" 12月	45.3
1953年 1月	44.5
" 2月	49.0
" 3月	47.1
" 4月	46.6
" 5月	48.0
" 6月	46.1
" 7月	45.0
" 8月	45.8
" 9月	46.8

総理府統計局家計調査及
び消費実態調査

第19表 (全世帯)

期 間	エンゲル係数
1948年	63.4
1949年	63.3
1950年	57.4
1951年	54.3
1952年	51.1
1952年 9月	53.2
" 10月	51.7
" 11月	48.7
" 12月	47.3
1953年 1月	47.1
" 2月	51.1
" 3月	49.6
" 4月	49.4
" 5月	51.1
" 6月	50.5
" 7月	48.8
" 8月	50.7
" 9月	50.5

総理府統計局家計調査

(一) 労働組合における婦人の数

このような一般的傾向の中にあつて、労働組合における女子労働者の組合組織についてみると、一九五三（昭和二八）年の著しい傾向としては、今迄減少の傾向をたどつていたのが、本年に入つてから増加に転じたことです。即ち第二二表のとおり一九四九（昭和二四）年には、一、五一九、七八二人、同期の労働力調査の女子雇用者と對して推定した組織率は五・一％と戦後最大の数字を示し、その後一九五二（昭和二七）年には三二・六％と低下したのが一九五三年度に至つて、はじめて五三・五％と僅かながら増加に転じました。なおこれは男子もほぼ同じく、男子の一九四九（昭和二四）年には同時期の推定組織

年 別	組 合 数	組 合 員 数		
		総 数	男 子	女 子
1945年 (昭和20年)	509	380,677		
1946年 (" 21年)	1,7266	4,925,598		
1947年6月末(" 22年)	2,3323	5,692,177		
1948年 (" 23年)	3,3926	6,677,427	5,026,937	1,507,017
1949年 (" 24年)	3,4688	6,655,483	5,124,333	1,519,782
1950年 (" 25年)	2,9144	5,773,908	4,466,917	1,304,332
1951年 (" 26年)	2,7644	5,686,774	4,333,215	1,352,620
1952年 (" 27年)	2,7851	5,719,560	4,397,546	1,322,014
1953年 (" 28年)	3,0140	5,851,286	4,493,321	1,357,965

$$\begin{array}{r} 4484.713 \\ 1357.965 \\ \hline 5842.678 \end{array}$$

第22表

年別男女別労働組合推定組織率

(1948年-53年)

年 別	女子組合 員 数	女子雇用 者 数	女子雇用者数に 対する女子組合 員の割合
1948年6月(昭和23年)	1,507,017	3,300,000	45.7%
1949年(昭和24年)	1,519,782	2,980,000	51.0%
1950年(昭和25年)	1,304,332	3,440,000	37.9%
1951年(昭和26年)	1,352,620	3,620,000	37.4%
1952年(昭和27年)	1,322,014	4,050,000	32.6%
1953年(昭和28年)	1,357,965	4,050,000	33.5%

年 別	男子組合 員 数	男子雇用 者 数	男子雇用者数に 対する男子組合 員の割合
1948年6月(昭和23年)	5,026,937	9,290,000	54.1%
1949年(昭和24年)	5,126,333	8,940,000	57.3%
1950年(昭和25年)	4,466,917	9,100,000	49.1%
1951年(昭和26年)	4,333,215	9,740,000	44.5%
1952年(昭和27年)	4,397,546	10,170,000	43.2%
1953年(昭和28年)	4,484,713	10,230,000	43.8%

註 (1) 1948年6月分については推定数である。

(2) 推定の組織率は、総理府統計局「労働力調査」の雇用者総数に対する比率
労働省「労働組合基本調査」

男女別労働組合員数及び女子の組合推定組織率

年 別	男子組合 員数	女子組合 員数	女子の推 定組織率
1948年6月(昭和23年)	5,026,937	1,507,017	45.7%
1949年 "	5,126,333	1,519,782	51.0
1950年 "	4,466,917	1,304,332	37.9
1951年 "	4,333,215	1,352,620	37.4
1952年 "	4,397,546	1,322,014	32.6
1953年 "	4,484,713	1,357,965	33.5

労働省「労働組合基本調査」

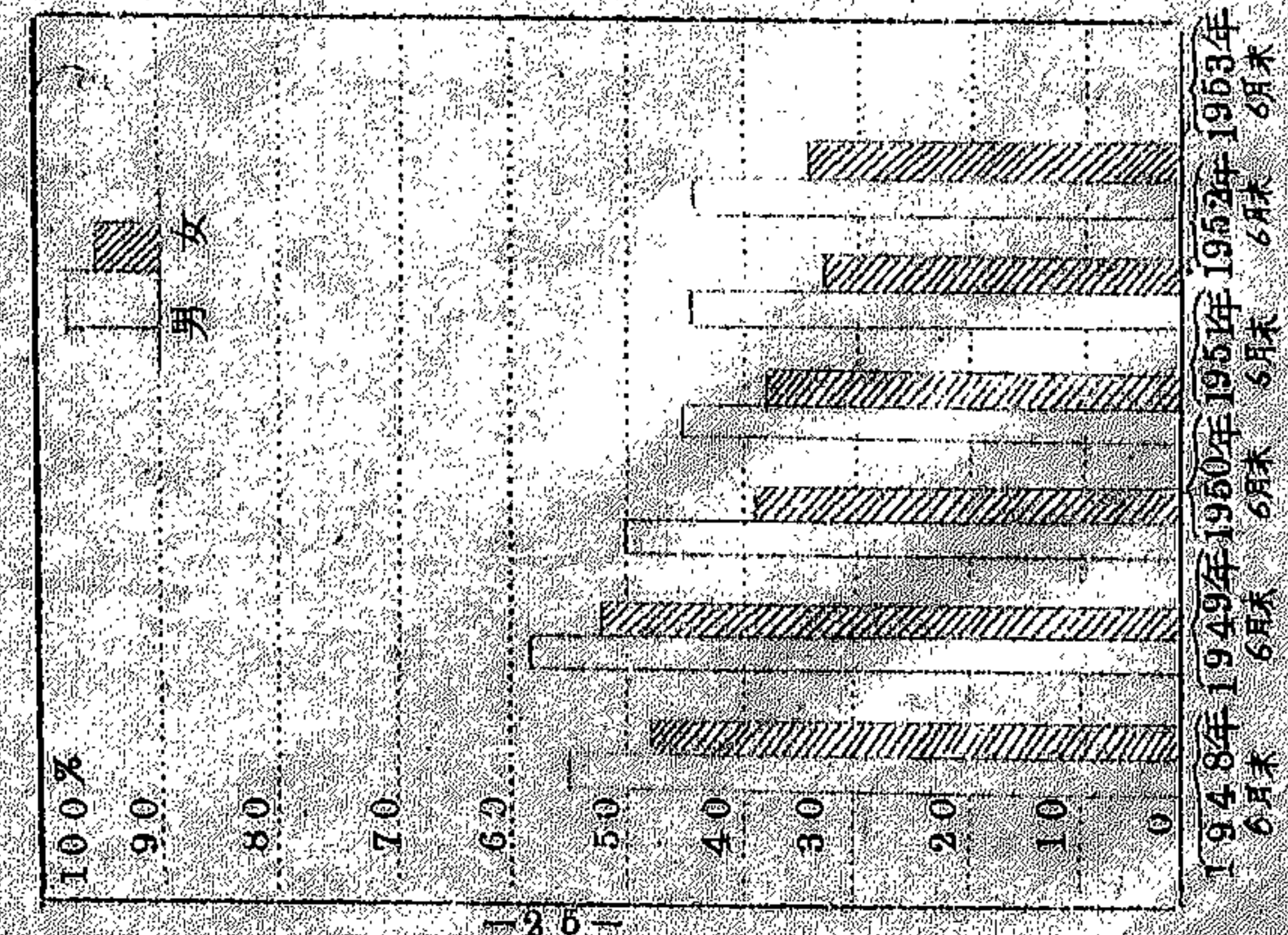
女子組合員数 昭和23年

1947年12月末(昭和22年) 4,742,982 1,407,095

女子雇用者数
3,220,000

凡 例
女 男

第4図 推定組織率の推移



第22表

年別男女別労働組合推定組織率

(1948年-53年)

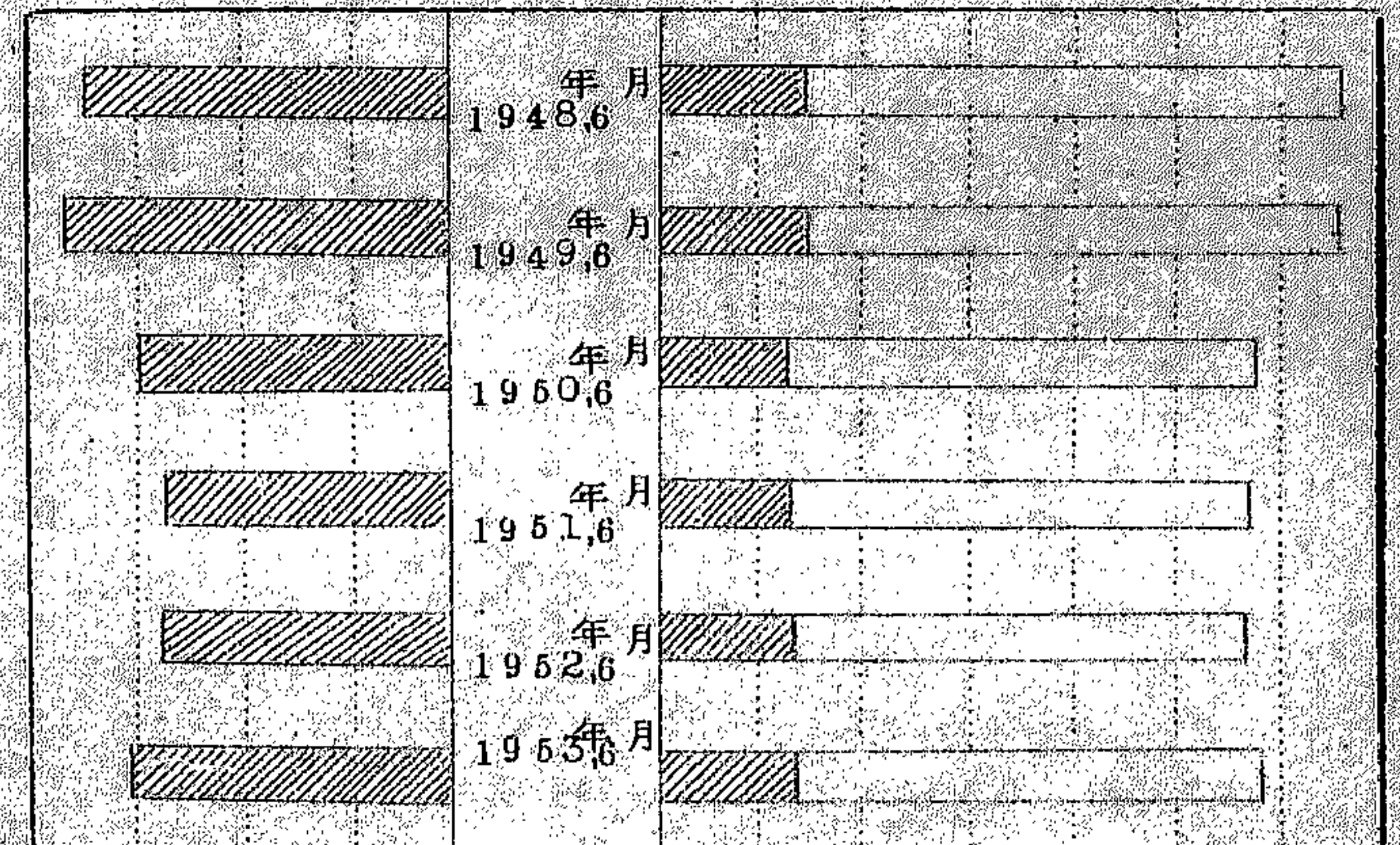
年 別	女子組合 員 数	女子雇用 者 数	女子雇用者数に 対する女子組合 員の割合
1948年6月(昭和23年)	1,507,017	3,300,000	45.7%
1949年(昭和24年)	1,519,782	2,980,000	51.0%
1950年(昭和25年)	1,304,332	3,440,000	37.9%
1951年(昭和26年)	1,352,620	3,620,000	37.4%
1952年(昭和27年)	1,322,014	4,050,000	32.6%
1953年(昭和28年)	1,357,965	4,050,000	33.5%

年 別	男子組合 員 数	男子雇用 者 数	男子雇用者数に 対する男子組合 員の割合
1948年6月(昭和23年)	5,026,937	9,290,000	54.1%
1949年(昭和24年)	5,126,333	8,940,000	57.3%
1950年(昭和25年)	4,466,917	9,100,000	49.1%
1951年(昭和26年)	4,333,215	9,740,000	44.5%
1952年(昭和27年)	4,397,546	10,170,000	43.2%
1953年(昭和28年)	4,484,713	10,230,000	43.8%

註(1) 1948年6月～1953年6月までは推定数である。

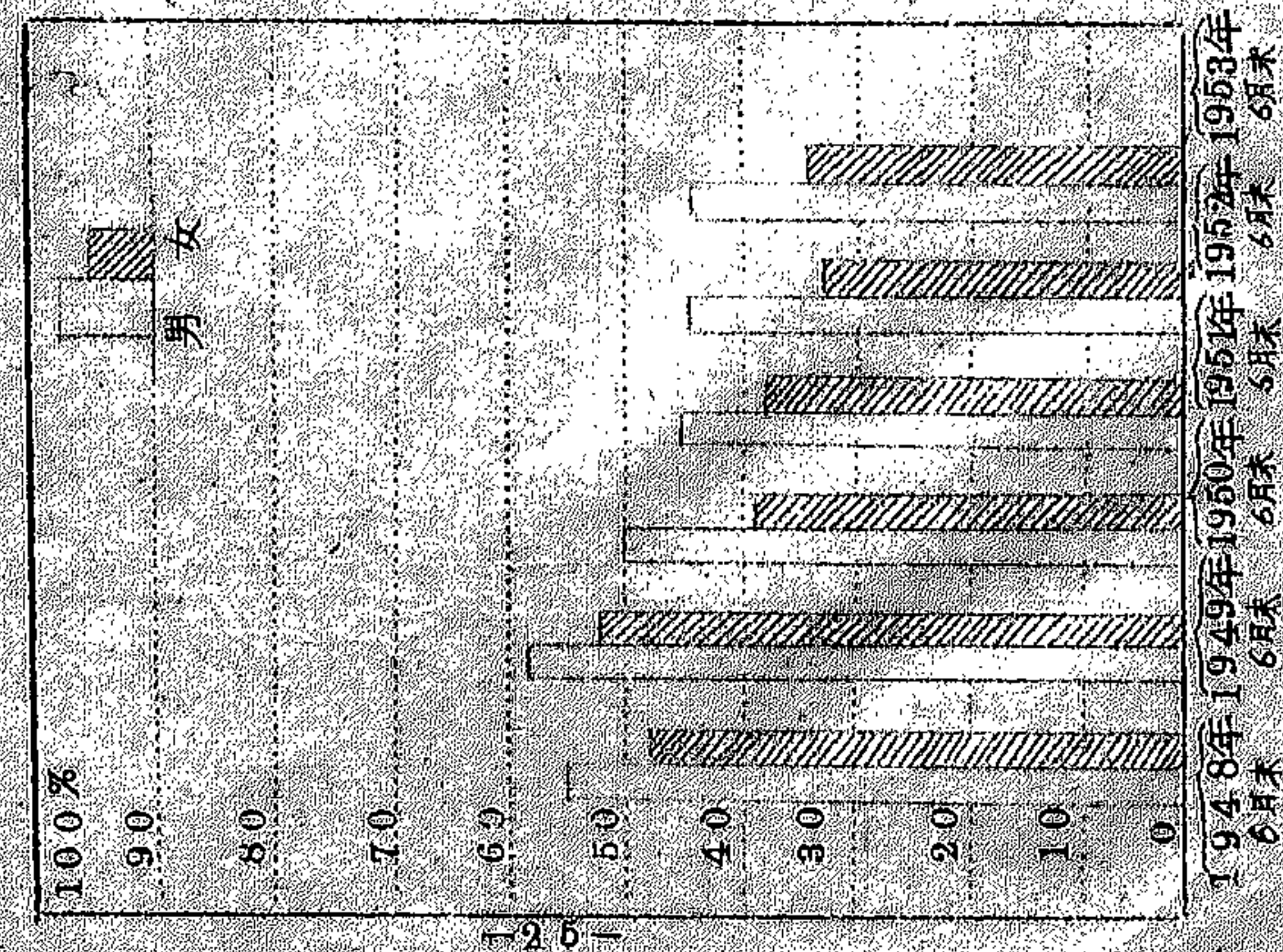
(2) 推定の組織率は、総理府統計局「労働力調査」の雇用者総数に対する比率。
労働省「労働組合基本調査」。

第3図 年次別労働組合組織状況
組合数(単位1万) 組合員数(単位1万)



凡例
女 男

第4図 推定組織率の推移



第23表 産業別単位労働組合数及び組合員数

(1953年6月末)

産 業 別	組 合 数	組 員 数		男女別割合
		女	男	
全 産 業	30,140	1,357,965	2,448,913	23.2%
農 業	658	7,100	59,260	11.92
林 業	437	5,364	5,499	9.41
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	128	1043	28,574	2.5
鉱 産 業	1,190	39,415	42,597	8.5
建設業	1,709	58,521	29,299	21.8
製造業	9,139	563,706	1,087,500	30.4
紡 織 業	1,143	287,584	1,087,500	7.25
その他の製造業	7,996	276,122	200,004	11.8
卸 売 及 び 小 売 業	11,358	477,411	944,100	9.36
金融業	1,203	98,669	66,497	13.72
不動産業	9	551	1,113	3.31
運輸通信及その他の公益事業	6,663	1,590,841	1,234,998	11.4
サービス業	5,062	289,260	586,750	33.0
公務	3,016	929,161	363,953	20.3
分類不能の産業	5	128	611	17.3

59260
66360

註(1) 暫定数である

(2) 海員の組合については若干の未提出があるので報告の提出された際に修正する

労働省 労働組合本部調査

(三) 労働婦人のうごき

◇ 全日通地区婦人部長会議

九月二十五日、全日通中央本部に於て、地区婦人部長会議が開催されました。六月一九月までの経過報告が行われた後、「日通に働く婦人の現状」について、職場環境、経済自立状況、職場の地位、職場と生活などの諸角度から、検討されました。戦後、婦人組合員は一割近くを数えたが、その後、男子に較べて減員が大きくなったこと、それは、未婚の女子組合員が、結婚のために多くやめること、また、結婚しても出産時にやめること、それを理由に、女子の採用が手控えられること、などの一般の状況、八月に行われた人員整理の際、婦人が多く解雇通告をうけたり、整理基準に有夫の女子が対象になつたりした分会有るという実情、それから、女子組合員の自覚、婦人部の組織力なども問題としてとりあげられました。そこで、職場と家庭をまもるための具体的斗争方針がきめられました。尚、婦人部の組織強化を図ること、更に家族会、地域婦人などの組織をつくることなど、婦人の当面する諸問題解決のために、統一ある組織活動の実行が強調されました。

◇母体保護運動!!を展開する全電通婦人対策部
去る九月七、八日、信州浅間温泉において、全電通婦人対策部の第五回、全国婦人代表者会議が開催されました。この日地元婦人組合員も多数傍聴に参加、各地区婦人代表等と併せ、百数十名参集しました。経過報告、地方状況報告の後、武内婦対部長から活動要綱の提案説明があり次の活動目標がきめられました。

1. 生休、産前産後休暇の完全獲得
2. 哺育施設、託児施設の獲得
3. 家族懇談会の促進
4. 労働講座

運動の具体的なすめ方については十一月一日から十二月三十一日迄、二ヶ月間母体保護運動月間が展開される事になりました。

この期間中は婦対部が中心となつて働く婦人の健康を高め、母体を保護し、次代の労働者を育成することを目的として、論文募集、衛生講座の開催、パンフレット、機関紙による指導、啓蒙、生休実態調査の実施、婦人にふさわしい職場施設拡充の運動推進等が可決されました。

※全電通婦人対策部は、組合員数の約三六名が婦人の組合員です。

◇全日本百貨店労働組合連合会第四回婦人代表者会議

六月八、九両日、東京都新宿区下落合山楽ホテルにおいて、東京都連、東北、神奈川、京都、大阪、兵庫、九州各地連、東海、四国、中国各地区の婦人代表者、一三三名が集つ

て、全百労連、第四回婦人代表者会議が開かれました。はじめに、田中婦対部長より「婦対部の活動も、目を重ねるにつれとくに昨年来、活潑になつてきている。この婦対会議も、たゞ会議のための会議でなく、どれだけのことが出来るかということとで討論したい」との要旨の挨拶があつて、次のような議事がすすめられました。

1. 経過報告(婦対部、各地連、各単組各支部)、
2. 平和運動の推進について、
3. 原爆記念日に広島、長崎市民に対し平和メッセージを贈る、
4. 全百連傘下組合の連携強化について、
5. 組合意識の昂揚について、
6. 男女差別の撤廃について、
7. 労働強化反対斗争について、
8. 福利厚生施設完備の件
9. 婦人の衛生問題について、
10. 結婚資金獲得斗争の件、
11. 三越銀丁斗争支援について、
12. 懸賞論文の募集について、
13. その他、スローガンの確認。

なお、懸賞論文の募集については、提案されたものの中から、「婦人としていかに平和を守るか」、「婦人の自主性を阻むもの」の二本建てで、募集することにまりました。

◇第二回婦人家族補助組合全国代表者連絡会開催について

十月二十九日、長野県戸倉で国鉄婦人部家族組合の全国会議が開かれました。出席者は、国鉄労組二十七地方本部の家族代表及び各地方本部婦人部長、その他傍聴者等、総数一三〇名でした。

丸沢婦人部長の挨拶に続いて、各地の活動状況報告がありましたが、施設の改善、日常生活の廉価運動等、生活に結びついた活潑な動きも見られますが、全般的にレクリエーションに重点がおかれているようです文化活動についても、講習会は盛んですが、教養の機会

が少ない等の意見が出されました。

協議事項として次のような二十八年度の活動方針が本部提案通り決まりました。

1. 労働組合に協力します。
2. 実質の賃金を高くします。
3. 家族生活を合理化します。
4. 売春をなくします
5. 婦人と子供のための社会施設をつくります
6. 子供の教育を民主化します
7. 社会保障制度をうちたてます
8. 平和を守ります

事業計画としては、「戦争の思出」「基地の報告」等の記録応募を始め、労働講座が豫定されています。

それから、下記組織の方針がきめられました。

1. 良い活動をする事を第一として、組織を大きくして行きます。
2. 婦人家族補助組合は原則として、組合員の婦人家族で組織します。
3. 但し非組合員の婦人家族は主旨に賛成した方に限り入って頂くこととします。
4. 機労組合の婦人家族も同じ労働者の家族として入って頂くようにします。
5. 公舎街だけでなく、自宅や借家に住んでいる組合員の主婦も入るようにします。

※ 国機家族組合は結成以来、今年で三年になります。九月現在で二三九組合一九、九七七人が家族組合に入っています。

1 男女同一賃金違反事例

労働基準法第四条は「労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別取扱をしてはならない」と規定して男女同一賃金の原則を明示しています。

この条項の違反については労働基準監督署により発見されたものを婦人少年室がとりまとめ、毎年集計しておりますが、昭和二十七年における違反の事例には次のようなものがあります。

婦人少年室から報告があつた昭和二十七年における違反事例は七七事業場についてですが、このうち業種別に見て多いのは製造業（一号）四〇件、金融保険（九号）十一件、販売業（八号）六件です。

従業員数による規模別では、九人以下十三件、十人以上四十九人まで二十九件、五十人以上九十九人まで十六件、百人以上十九件、という状況で四十九人以下の事業場が半数以上を占めています。便宜上、それらを典型的にわけて違反の事例を述べてみましょう。

一、基本給に男女差を設けている場合

日給、月給、時間給、初任給、請負資格給、出来高払保障給、年令給、勤続給などに男女差を設けている場合、又は男女共に月給であるが女子だけは欠勤日数に依り差引くものがあります。

※。運輸倉庫株式会社では基本給を男女別にわけているため同一労働にかゝらず男女差がある。

※。相互銀行支店で臨時雇（見習）として採用した男女各一名の日給に職種学歴が等しいのに男一四〇円、女一二〇円と差をつけている。

※。豊工業株式会社の勤続給は、女子は男子の1/2に、例えば、勤続六月乃至一年につき男一〇〇円、女五〇円のようになっている。

※。○。ホル株式会社では新規雇入者（臨時工）の初任給が男二〇〇〇円、女一三〇〇円と職種の如何を問わず実施されていた。

二、諸手当に男女差を設けている場合
賃金体系の複雑さをそのまゝ表わすように物価手当、住宅手当、家族手当、食費手当、出勤手当、皆勤手当、精勤手当、日宿直手当、都市手当、通勤手当、出勤手当、臨時手当、越冬資金、休日手当、時間外労働割増資金、役付手当、結婚祝金、油手当を入れること。

※。○。製陶所では男女別に物価手当が異っている。一日につき男子二〇〇円、女子一〇〇円。

※。○。百貨販売株式会社では家族手当に配偶者八〇〇円と規定しているが女子一名（集金員）に対し配偶者が失業中なのに支給していない。

※。○。農林工業株式会社では出勤手当に男子二〇〇円、女子一五〇円と差別している。

※。○。商會では住宅手当を男子満二七才以上につけ女子につけていない。

※。○。化学工業株式会社では越冬資金（賞与）の配分の一部定額制に男一〇〇〇円、女子五〇〇円と差をつけていた。

※。○。アルマ株式会社では二時間までの残業に対し男子には所定割増資金を、女子には一時間二〇〇円の割で支給。

三、その他で男女差を設けている場合
男子は月給制、女子は日給制をとっているもの、最低賃金に差のあるものなどがあります。

これらの違反は労働基準監督署の一般監督により発見されたものが殆んどすべてで、申告による監督により発見されたものも僅かです。そして違反に対しては請書、戒告、勧告などの措置がとられ、そのすべてが就業規則の改訂其他の方法で是正されています。

その他